

# 河合町議会会議録

令和7年 9月5日 開会

河合町議会

## 令和7年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（9月5日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	7
○議案第51号の質疑、討論、採決	12
○議案第53号の質疑、討論、採決	18
○議案第42号から議案第54号の委員会付託	21
○散会の宣告	22
○署名議員	24

河合町告示第40号

令和7年第3回（9月）河合町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月28日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和7年9月5日

2 場 所 河合町議会議場

令和 7 年 9 月 5 日（金曜日）

（第 1 号）

## 令和7年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和7年9月5日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第51号 工事の請負契約について
- 日程第 4 議案第53号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第42号 令和7年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 6 議案第43号 令和7年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第44号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第45号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第46号 令和7年度河合町下水道事業会計補正予算について
- 日程第10 議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第48号 河合町税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第49号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について
- 日程第13 議案第50号 まほろば環境衛生組合理約の変更について
- 日程第14 議案第52号 河合町道路線の認定について
- 日程第15 議案第54号 河合町協働のまちづくり推進計画を定めることについて（別冊）
- 日程第16 同意第10号 教育委員会委員の任命について
- 日程第17 認定第 1号 令和6年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第18 認定第 2号 令和6年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第19 認定第 3号 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第20 認定第 4号 令和6年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

- 日程第 2 1 認定第 5 号 令和 6 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定  
について（別冊）
- 日程第 2 2 認定第 6 号 令和 6 年度河合町水道事業会計決算認定について（別冊）
- 日程第 2 3 認定第 7 号 令和 6 年度河合町下水道事業会計決算認定について（別冊）
- 日程第 2 4 認定第 8 号 令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別  
会計（河合町）歳入歳出決算認定について（別冊）
- 

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 4 まで議事日程に同じ

---

#### 出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	小 野 雄 一 郎
福 祉 部 長	浦 達 三	生 活 環 境 部 長	中 島 照 仁
ま ち づ く り 推 進 部 長	中 島 照 仁	教 育 振 興 部 長	中 尾 勝 人
生 活 環 境 部 次 長	森 川 泰 典	総 務 課 長	西 村 直 貴
財 政 課 長	松 本 武 彦	建 設 課 長	吉 田 和 彦
教 育 総 務 課 長	川 村 大 輔		

---

会議に従事した事務局職員

主 事 平 井 貴 之

会計年度任用  
職員

阪 本 武 司

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第40号をもって令和7年第3回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第3回定例会は成立いたしましたので、開会します。

本日の定例会は録画配信を実施いたしますので、その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承願いたいと思います。

---

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

---

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶、登壇の上、願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日は、令和7年第3回9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、奈良県との協定に基づき令和5年9月から派遣を受けております、佐藤副町長についてであります。今定例会に提出している令和6年度決算において協定時に定めた財政指標に関する目標を達成することが出来ました。派遣期間が延長することになり、引き続き町の財政状況の改善に向け職員一丸となって取り組んでまいりますので、住民の皆様方及び議員の皆様方におかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また今回の9月定例会では議案第42号から第54号の13議案、認定第1号から第8号までの8認定、及び同意第10号の1同意の提出をさせていただいております。後ほど副町長から議案説明をいたしますが、皆様には慎重審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。私からの招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、1番、杵本貴司議員、2番、常盤繁範議員を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

8月28日と本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、佐藤利治議会運営委員長より会期等について報告願います。

○3番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤委員長。

○3番（佐藤利治） ご報告いたします。去る8月28日及び本日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果をご報告いたします。

会期は、本日9月5日より9月24日までの20日間といたします。

次に、会期日程でございますが本日5日本会議、一般質問は9日火曜日、10日水曜日の9時30分から。

総務文教常任委員会は11日木曜日午前10時から。厚生建設常任委員会は11日木曜日午後1時30分からです。常任委員会予備日は12日金曜日午前10時からです。

決算審査特別委員会は、17日水曜日、18日木曜日。予備日が19日金曜日で全て10時から行います。

本会議最終日は、24日水曜日10時からです。

なお、本日に審議いたしますのは、議案第51号と議案第53号を上程し、審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等についてはただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり本日5日より24日までの20日間と決定します。

---

#### ◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より議案第42号より第54号までの13議案、同意第10号の1同意、認定第1号から認定第8号の8認定について、提案の説明を登壇の上、願います。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、令和7年9月定例会に上程致されました、議案第42号から第54号までの13議案。認定第1号から第8号までの8認定及び同意第10号の1同意の合計22案件について順次ご説明致します。

始めに議案第42号 令和7年度河合町一般会計補正予算についてでございます。第一条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億416万3,000円を追加し予算総額を83億3,871万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。10、11ページをお開きください。款2総務費の項1目5企画費では、史跡等の案内板設置費として162万9,000円の増額。財源として県補助金が50%充当されます。目12財政調整基金費では、財源調整として計上していた積立金45万7,000円を減額。目38物価高騰対応重点支援地方創生等事業費では公立小中学校及び認定こども園の給食食材価格高騰対策として506万5,000円。健やか育児サポート事業の拡充として68万9,000円。空き家対策事業の拡充として250万円それぞれ増額し、財源として国庫補助金

が100%充当されます。款3民生費の項1目11障害福祉費では、制度改正に伴うシステム改修費として、176万円の増額。財源として国庫補助金が50%充当されます。12、13ページをお願いします。款4衛生費の項1目2予防費では新型コロナウイルス感染症対策基金の充当による財源補正。款11交際費の項1目1元金では繰上償還に伴う経費として1億9,297万7,000円を増額するものです。

次に歳入について説明致します。6、7ページをお開きください。款11地方交付税では普通交付税の額確定に伴い2,418万4,000円の減額。款19繰入金のうち財政調整基金繰入金では歳入歳出予算の財源調整として、2億663万6,000円増額。8、9ページをお願いします。同じく款19繰入金のうち住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金では、当該特別会計の決算に伴い、118万6,000円の増額。款20繰越金では純繰越金として、383万2,000円増額するものでございます。それ以外のものについては歳出でご説明した各事業の財源として合計1,669万3,000円を増額するものでございます。

次に議案第43号 令和7年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ118万6,000円を追加し、予算総額を228万6,000円とするものでございます。今回の補正は令和6年度決算に伴い118万6,000円を一般会計に繰り出すもので8、9ページの歳出では繰り出し金を、6、7ページの歳入では前年度繰越金をそれぞれ118万6,000円増額するものでございます。

次に議案第44号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、保健事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ2,456万1,000円を追加し、予算総額を22億6,856万1,000円とするものでございます。今回の補正は、令和6年度決算に係る国費及び県費の清算に伴うもので8、9ページの歳出では償還金2,456万1,000円を、6、7ページの歳入では介護給付費準備基金繰入金1,470万5,000円及び前年度繰越金985万6,000円をそれぞれ増額しております。

次に議案第45号 令和7年度後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ211万1,000円を追加し、予算総額を5億8,011万1,000円とするものでございます。今回の補正は令和6年度分に係る被保険者からの保険料未払い分を広域連合に納付するもので8、9ページの歳出では負担金を、6、7ページの歳入では前年度繰越金をそれぞれ211万1,000円増額するものでございます。

次に議案第46号 令和7年度河合町下水道事業会計補正予算についてでございます。今回の補正は下水道使用料改定に伴う料金システム改修費用の補正であり、第2条収益的支出の補正につきましては、支出において第1款下水道事業費用、第1項営業費用を715万円増額するものでございます。

続いて議案第47号 職員の勤務時間休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されること等に伴い、同法で改正される部分休業制度の取得パターンの多様化に対応すること及び職員やその配偶者が妊娠又は出産を申し出た場合等における情報提供並びに意向確認等を義務づけるため、条例の一部を改正するものです。なお、この条例は令和7年10月1日から施行するものです。

議案第48号 河合町税条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、地方税法の一部が改正されること等に伴い、特定親族特別控除制度の創設により控除すべき額に関する規定を追加する事及び加熱式タバコの課税方式の見直しにより、加熱式タバコに係る町たばこ税の課税標準の特例を設けるため条例の一部を改正するものです。なおこの条例は一部の規定を除き令和8年1月1日から施行するものです。

議案第49号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更についてでございます。このことにつきましては、組合で共同処理する事務のうち香芝市が、し尿貯留中継基地から処理施設までのし尿運搬投入業務を単独で行うために、規約の一部を変更する必要があることから地方自治法第286条第1項の規定に基づき、協議するにあたり同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、変更後の規約に令和8年4月1日から施行するものです。

議案第50号 まほろば環境衛生組合理約の変更についてでございます。このことにつきましては、組合の新施設が開業し組合事務所が移転することに伴い組合の位置に関する規定を変更するため、地方自治法第286条第2項の規定に基づき協議するにあたり同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、変更後の規約は令和7年10月1日から施行するものです。

議案第51号 工事の請負契約についてでございます。このことにつきましては不毛田側流域内水対策事業に伴う道路改行工事の請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第52号 河合町道路線の認定についてでございます。このことにつきましては、佐味田側河川改修により設置された河川管理用道路を道路法第8条第1項の規定に基づく、河合町道路線に認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号 財産の取得についてでございます。このことにつきましては、奈良県ギガ第2期端末等1051台を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第54号 河合町協同のまちづくり推進計画を定めることについてでございます。このことにつきましては、河合町まちづくり自治基本条例に基づき協力連携して参画と共同によるまちづくりを計画的に推進する事を目的とし策定するものであり、河合町まちづくり自治基本条例推進委員会から答申のあった同計画案について河合町議会基本条例第21条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に認定第1号から第7号の令和6年度河合町各会計の歳入歳出決算につきましては、配布しております令和6年度主要な施策の成果をもとに説明させていただきます。主要な施策の成果3ページ下段の表をご覧ください。まず、財政健全化法に基づく財政健全化判断比率についてですが、実質赤字比率連結実施赤字比率につきましては、一般会計決算収支またその他特別会計や事業会計を合わせた連結ベースの収支のいずれも黒字決算であるため、この二つの比率についてはなしとなっております。次の実質公債費比率は16.1%で前年度に比べて1.3%増加。将来負担比率では145.1%で前年度に比べて4.3%増加しております。そして、資金不足比率では公営企業会計において資金不足額は生じていないことから比率はなしとなっております。

次に13ページをお願いします。認定第1号 令和6年度河合町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。下段の表の通り歳入総額91億1,942万5,919円。歳出総額90億7,942万7,980円で、歳入歳出差引額から翌年度への繰越し財源を除いた実質収支額は1,383万2,939円の黒字決算となっております。

次に92ページをお願いいたします。認定第2号 令和6年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額17億8,265万6,581円、歳出総額17億8,265万6,581円で差し引き実質収支は0となっております。

次に96ページをお願いします。認定第3号 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額247万1,981円、歳出総額128万6,034円で差し引き実質収支118万5,947円の黒字決算となっております。

次に98ページをお願いします。認定第4号 令和6年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。保険事業勘定では歳入総額21億2,331万3,388円。歳出総額21億1,345万7,284円で差し引き実質収支は、985万6,104円の黒字決算となっております。

次に102ページをお願いします。認定第5号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額5億4,190万34円。歳出総額5億3,978万9,534円で差し引き実質収支は211万500円の黒字決算となっております。

次の認定第6号 令和6年度河合町水道事業会計決算認定につきましては、別冊で配布しています、令和6年度河合町水道事業会計決算書の表紙から5枚目、1、2ページをお願いします。収益的収入及び支出につきましては、収入総額5億1,219万7,153円。支出総額5億5,634万659円。差し引きはマイナス4,414万3,506円となっております。3、4ページをお願いします。資本的収入及び支出につきましては、収入総額6,561万8,500円。支出総額1億7,273万4,016円。差し引きはマイナス1億711万5,516円となっております。

次の認定第7号 令和6年度河合町下水道事業会計決算認定につきましては、別冊で配布しています、令和6年度河合町下水道事業会計決算書の表紙から5枚目1、2ページをお願いします。収益的収入及び支出につきましては、収入総額7億603万3,832円。支出総額7億1,319万5,696円。差し引きはマイナス716万1,864円となっております。3、4ページをお願いします。資本的収入及び支出につきましては、収入総額2億9,231万6,000円。支出総額4億2,985万7,336円。差し引きはマイナス1億3,754万1,336円となっております。

次の認定第8号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計河合町歳入歳出決算認定につきましては、別冊で配布しています、令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計河合町歳入歳出決算書をお願いします。こちらは令和7年3月31日に奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が解散したことに伴い、地方自治法第292条において準用する、同法施行令第5条第3項の規定により河合町分の決算について議会の認定を求めるものです。

それでは議案書にお戻りください。同意第10号 教育委員会委員の任命についてでございます。このことにつきましては、委員任期の満了に伴い新たに松浦加奈子氏を教育委員会委員に任命するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます

以上、上程致されました、22案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定賜

りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

---

### ◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 理事者より説明のありました案件のうち、議案第51号、第53号を本日審議いたします。

日程第3、議案第51号 工事の請負契約についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質問のある方、発言願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今回の道路改良工事にあたっては一般競争入札の手法を採用されていますが、工事区域には事業所、田畑、一般家屋が隣接していることから地元説明会を行い、意見集約を行ったのちに、一般競争入札を判断されたのか確認します。というのも工事が始まれば数か月間通行止めになり、隣接している住民の方から営業保障、生活保障などの話が出てくる可能性が十分考えられます。その場合、保証額は数千万円になる場合も想定されます。一方で保証等で折り合いがつかなかった場合、数カ月もしくは1年以上工事がストップし、内水対策事業の進捗にも大きな影響を及ぼす事が考えられます。

3点質問します。1点目、一般競争入札前に事前に地元説明会を行って要望や意見等の把握は行われていますか。

2点目、営業保障、生活保障等で数千万円の補償費が発生した場合、そのお金は河合町が全額負担すると考えて間違いはないですか。

3点目、開発区域から私用道路までの距離規定はないものの、開発区域内の道路と区域外の道路改良工事に一連の関連性があれば総合的に判断して一般競争入札以外の方法も可能であったと思われませんが、他の方法は検討されなかったのですか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 私からまず1点目のですね、事前説明をするべきではなかったのかという内容についてお答えいたします。まず令和6年度におきまして周辺3自治

会の役員の方、また市場地区の住民の方を対象とした説明会を実施しております。例えば、毎年計画している舗装工事などにおきましては、業者決定後に地元調整を行っておりますが、今回その工期の問題や周辺住民の方々への影響が大きいことなどからトラブルを未然に防ぎ事業の円滑な進行を促すことを目的にですね、事前に詳細な説明を行うことが今回適切ではなかったのかなというところも考えております。今回ですね、請負業者との契約締結に関する承認をいただいたのちですね、直ちに業者と施工協議を行ったうえで、速やかに周辺住民の方々との協議を進めて参りたいと考えております。

次に2点目でございます。営業保障費の発生は全額負担は町なのかというご質問でございますが、発注者である町が全額保証することとなります。

次に3点目ですね、総合的に判断して一連の関連性があればという、発注方法もいろいろ考えられたのではないかとといったご質問だと思います。これにつきまして発注形態につきましては、請負業者選定審査会での決定事項となりますが、発注担当課よりお答えさせていただきます。地方自治法におけるですね、随意契約の解釈と致しましては一連工事は金額とは直接関連せず、工事の性質上、同一の業者でないとならざる場合や、既存の設備との密接な関係から特定の業者以外の施工が困難な場合について、例えば、随意契約という理由になるとされております。従いまして、判断基準は工事の近接性や同一性、さらには契約の目的に基づいて総合的に判断されるものであります。本件についてはその選定やプロセスといった必要性ですね、客観的な根拠に基づくことが困難であったため、また、補助金交付にかかる国などの会計検査においても同様の指摘がなされることが、想定されると担当課の方では考えております。以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 事前に地元説明会されていなかったというのは、これ非常にまずい話かなど。なんのトラブルもなくスムーズに工事が完了すればそれに越したことはありません。しかし、補償費等の問題が発生して工事がストップすることで、内水対策事業の進捗に影響が出た場合、役場の方は補償費等含めどのように対応されるのか。そこが一番心配することです。私としては事前に地元説明会を実施し、いろんな要望や意見を把握した上で契約方法総合的に判断されるべきであったと考えます。その点で、トラブルが発生した場合、今回の河合町の契約方法は検討不足と言わざるを得ません。内水対策事業に伴う一連の道路改良工事であればそれなりに根拠があるので、総合的に判断して一般競争入札以外の契約方法で

あっても対外的には十分対応できたと考えます。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、ありがとうございます。説明化の実施につきましては、先ほども申しました通りトラブルの未然防止また円滑な事業の進捗を図ることを目的として、例えば工事ごとにですね周辺住民への影響などを勘案して個別などの詳細な事前説明というのはですね、今後行っていく必要があると考えております。

後1点ですね、随意契約というのでも説明が成り立つというようなご質問だったと思います。随意契約は先ほどと繰り返しになりますが近接性や同一性、契約の目的などにに基づき総合的に判断するものですが、公共工事の入札を原則とする地方自治法上の例外規定であることから、随意契約を締結する際には当然その理由を明確にする必要がございます。本件については随意契約の発注に関しまして総合的に判断できる重要な要素が無かったことから、公平性や透明性を担保した上で一般競争入札による発注がなされたものと考えております。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○7番（長谷川伸一） 私からは質問2点行います。令和6年12月全議員説明会では県道からの南側調整池までの総延長140m町道拡幅工事を行う予定と説明を受けておりましたが、どのような事由又は事情により県道から96mの工事だけとなっているのかご説明ください。

また、2点目令和8年度は南側調整池約12,000㎡の工事予定と聞いております、この距離140mのうち残44mを拡幅工事はどのような方法で、段取りで工事をするのか又工事の均一性についてどのようにお考えになっているのか教えてください。

○まちづくり推進部長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 今回の道路の拡幅工事の対応、発注方法につきましては全区間の一部、議員言われた96mという途中で切っているような状況となっております。その主な理由と致しましては、まずこの内水対策事業に係る補助金、今回繰越をさせていただいた上で、今年度事業を実施するところでございます。今のこの繰り越し事業ですね、今年

度に終わらせる必要があるといったところでですね、今後の年度末までの工期と調整したところですね、全区間の実施にはちょっと工期的な問題により間に合わないという判断で周辺住民方々には大変ご迷惑をおかけする結果となりますが、途中で切らしていただいているという発注方法となっております。

次に2点目として、令和8年度で残りの44mというところの整備方法でございますが、これにつきましては、令和7年度実施させていただきます、工事の内容と同様の手法により、工事を進めてまいりたいと、一連の140m程度ですね、その辺については全て同じ手法で工事の拡幅工事を全体的に進めるといったものでございます。以上です。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 2番目の質問しました、約44mの拡幅工事ですけども、この点の工事は南側の調整工事と一緒に一括で工事を発注するのか、その計画はどのようになっていますか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） すいません、私の答えが漏れていました。失礼しました。議員のお見込みの通り令和8年度の調整池の工事とあわしまして残りの44mの区間の道路拡幅工事も同様に1つの工事として発注する予定となっております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 先程から説明があったんですが、ただそうすると当初予算の時には、繰越も含めて今年度事業として、新年度事業として予算も立ててしてたと思うんですが、それが入札時に既にそのままその執行というのは、そのままでは出来ないというのが分かりながら結局入札せざるを得なくなっていたのかということと、それから結果的にはそうすると当初のスケジュールですね、やっぱり地元から早くと言われていますが、工事完成のスケジュール自身が一応これでまた遅れるということになるのではないかと思います、それどうでしょうか。2点です。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 今元々その繰越した事業の分ですね、これにつきまして

は、当然国の内示等の問題によりですね、こちらの事業計画が左右されるところは当然ございます。元々ですね、この事業費第1期工事で現在進めさせていただいている事業費というのは当然請負差金等も発生しておりますことからこの国費を配分いただいている事業費相当額について進める必要があったというところで、工事ですねいろんな工種想定できましたが今回この拡幅工事にその分をあてて進めさせていただこうといったところでの対応となっております。また、その工程でございますけども、当然こちら想定していたことよりも多少なり遅れるといったことは想定はされます。以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっと予算を十分つめれていないからあれなんですけど、今回の工事は繰越してる分についてまずそれ以上繰越せないの完成させるということを優先させて、今回の入札したということでしょうか。その関係で言えば、逆に一応今回確保している予算については、結局残りの分の40何メートルですか、それについては来年度に繰越して結局はやるという予定なのか。

それと最後ですが、そうなるときさほどあったように工事の手法そのものについては基本的に変えないのでとなると、結局次の工事も基本的には同一事業者になる可能性が高いというふうに考えておくことが出来るんじゃないかと思いますが、そのあたりどうですか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） まず1点目ですけども、1点目につきましては議員お見込みの通りでございます。次に2点目ですが、残りの44mの区間につきましては、令和8年度の予算として、当初の予算だてをしまして、国等への補助金の申請を行い、進めていくものでございます。繰越し事業とはなりません。

続きまして、3点目ですが残りの44mの道路拡幅工事の手法ですが、同一事業とその第2期工事の調整池の工事の中に、含みましてその工事も発注するものでございますので、改めて競争入札というかたちで業者選定をさせていただいた上で進めるといったものでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） ちょっと確認させてもらっていかんでしょうか。

○議長（疋田俊文） はい、結構です。

○6番（坂本博道） 2点目の件ですが、今の部長のお話でしたら44mについては、元々令和8年度事業として予定して予算だてしているというふうに聞こえたんですが、そういうことが出来るんですか。今年度分として予算たててるわけやから、初めから繰越す予定でたてる予算とかちょっとおかしいと思うんですが。ただし、今回予算たててるからこの状況からいったら1年は繰越せるので来年度に繰越す予定だというのが、そういうのに受け止めたいんですが、ちょっとそのあたりもう一回説明していただけますか。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 道路の拡幅工事につきましては、計画というのは当初よりも相違があるというところは間違いございません。この内水対策事業とですね、道路拡幅工事につきましては補助金の対象となりますので、そのあたり関連事業としてそれに充当するというところは問題ないといったところで、今回第1期工事の入札差金おいてまだ使えるお金が出てきたというところで令和8年度に予定していた事業を前倒しをして令和7年度に充当していると、繰越し事業に当てているといったところでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ちょっと分かりづらいところがあるので私も質問させてください。まずですね、本来であれば8年度に予定されていたものを前倒しで出来るところの分があるからというかたちで工事は行われたというのは理解できているんですけども、その状況においてですね断片的な形の工事区間になったわけですよ、そういったかたちの中でまず確認1点したいのが、本來說明会なりでご説明いただいた予算総額ですね工事全体の、その予算総額に関しては基本的にはその予算内で収まるようなかたちで今工事は進捗しているということを確認させていただきたい。

それとですね、残りのですね44m分の工事に関しましては、本来の予定通り令和8年度に執行予定だというかたちで解しているところであるんですけども、断片的なかたちの状態がですね、しばらく続くと思うんですね。拡幅されているところとそうでないところと。よってですね、これ速やかに行うべきだと考えるところなんですけど、令和8年度のいつぐらい。例えばですけど、本体のいつものペースですと国のようは交付金が交付される金額が確定してからでない手続き進められないと思うんですけどもそのへんのところ確認させてもらっていいですか。どの時期になります令和8年度。

○まちづくり推進部長（中島照仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 中島推進部長。

○まちづくり推進部長（中島照仁） まずですね、令和7年度につきましては予算総額の中での対応ということでは間違いございません。2つ目ですね、令和8年度の44mというのが断片的でそういったおそらく近隣住民さん通行者方へのご配慮という点から、お述べいただいていると思うんですけども、予定と致しましては国の内示等得てですね、おそらく9月の定例会でこういった請負の契約案件を上程さしていただく予定になると、当然部分的な改修というのは今年度に行いますが、そのあたり急にまた細い道路になったり広がったりとかいったことにつきましては、最善の安全対策というところを措置したいというふうに考えます。

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第51号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって議案第51号 工事の請負契約については、可決されました。

---

### ◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、議案第53号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、質問させていただきます。1つは今回のタブレットのいわば更新ということになりますけども、これ自身は改めてですが一応買取だったと思います。その確認と同時に、現行の今まで使ってた分の扱いはどうなるんかということ。

3点目は、これらの保守ですね。保守とかについてはまた交渉した場合にはどのようなになっているのか、そのあたりについて確認したいと思います。

○教育総務課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、課長。

○教育総務課長（川村大輔） ありがとうございます。質問3点あったと思いますけれども、1点目は買取となります。現行についてはですね、これは県の方で一括で入札してるのもありまして、その1台の端末の単価の中にですね、消耗品入ってるということで処分させてもらうということになります。その更新する端末の保証期間は1年でございます。以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでしたら一応5年間ということですので、子供たちが卒業したりとか新規の入学の新しい子に対する仕様については、いわば使い回しとってはあれですが、そういうかたちで行われるのかということ、その際でしたらきっと一回リセットしてそれから再設定とかするなと思うんですが、そういうふうな処理はどなたがやるんですがということと。

それから3点目ですが、これは当初導入された時もありましたが、今は家に持って帰るOKにしていると思うんですが、その時にいわゆるインターネットの環境がないような経済的な理由も含めて子供たちというのはどうなっているのかということ、当時やっぱり何人かはあったかと思うんですが現在そのあたりについては問題ないのかということについてちょっと確認したいと思います。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。まず、こちら5年間のということで買取をさせていただいて新規の対応につきましては、例えばですけども6年生が終わった次の1年生にということで順繰りまわすようなかたちになってます。ですので1学年ずつ上がっていくようなかたちで、今までも使わせてもらってましたそのままさせていただきます。

6年生から1年生になるその時には、リセットということで河合町でICT支援委員雇っておりますのでその方がリセット作業をするというかたちでございます。

家庭内ですねインターネット環境のことにつきまして、5年前はですね、いわゆる調査させていただきますと、少し整っていないというふうなこともありましたが、今現在は

整っていない家庭はいないということで学校から聞き及んでおります。以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私の質問させていただきます。まずですね、物品名というかたちでこれ契約書の方ちょっと見てるんですけども、奈良県ギガ第2期端末というかたちで物品名出ております。当然のことながらですね、今回の購入といいますかこの契約に際してですね、奈良県の方からおすすめの機器のリストアップみたいなかたちで提示させていると思うんですけども、そういったものはあったのかということと、あとですね一応確認の意味合いでお伺いしたいんですけども、これ随意契約というかたちのもので今回契約されているものなんですけども、これ競争はかるということは考えられなかったのかというところですね。この2点お答えいただけますかまずは。

○教育総務課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。

○教育総務課長（川村大輔） まず1点目なんですけども、随意契約の方法についてなんですけども、まず奈良県でですね、令和7年3月にですね、このギガ第2端末の一般競争入札を行っております。それに伴いまして地方自治法施行令167条の2第1項第2号の12で規定されています、国または他の地方公共団体と共同で運用するため契約の相手方が特定される場合に該当するということで、県が実施した公正な競争入札結果に基づき、最も効率かつ合理的な方法で情報端末を取得しているというところでございます。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育振興部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 1点まずはですね、いろんな機種機器が、端末機があったのかというところになるんですけども今回クロームというかたちで河合町の方は決定させていただきました。その他にもWindowsとかというところで3機種ぐらいございました。以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） こちらのほうですね、HPというのはヒューレットパッカーだと思っておりますけども、こちらのようはメーカーですね、それに対してクロームブックっていうOSが入るといふかたちになると思うんですけども、その中においてですね、今課長の方からも

ご説明いただいたように随意契約のね、かたちとしてようするに多く発注すればするほど単価下がってくるメリットを十分に活かしたというかたちで解してるんですけども、ではですね、この同じ製品、同じ仕様で実際どのぐらいのね、ようは他の自治体の個数と合わせてどのぐらいのかたちでこの単価が出てきているのかというのを確認させていただきたいんですけども、それお答えできますか。

○教育総務課長（川村大輔） 議長。

○議長（疋田俊文） 川村教育総務課長。

○教育総務課長（川村大輔） 各自治体の調達ということで数量が出てまして、合計ですとね83,325台でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第53号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第53号 財産の取得については、可決されました。

---

#### ◎議案第42号から議案第54号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第5、議案第42号、日程第6、議案第43号、日程第7、議案第44号、日程第8、議案第45号、日程第9、議案第46号、日程第10、議案第47号、日程第11、議案第48号、日程第12、議案第49号、日程第13、議案第50号、日程第14、議案第52号、日程第15、議案第54号、日程第16、同意第10号、の審議方法についておはかりします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

議案第42号、議案第47号、議案第48号、議案第54号を総務文教常任委員会に付託します。

議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第49号、議案第50号、議案第52号を厚生建設常任委員会に付託します。

同意第10号は最終日に審議いたします。

日程第17、認定第1号、日程第18、認定第2号、日程第19、認定第3号、日程第20、認定第4号、日程第21、認定第5号、日程第22、認定第6号、日程第23、認定第7号、日程第24、認定第8号までの審議方法についてをお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。特別委員会を設置いたします。委員会の名称は決算審査特別委員会といたします。

認定第1号から第8号までの審議は、議長及び議会選出監査委員を除く10名の議員で構成される決算審査特別委員会に付託します。

委員長、副委員長の互選をしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時10分

○議長(疋田俊文) 再開します。

委員長、副委員長の互選の結果を報告します。決算審査特別委員会の委員長には、常盤繁範議員。同、副委員長には、梅野美智代議員が選任されました。

---

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 11 時 11 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 杵 本 貴 司

署 名 議 員 常 盤 繁 範